

諮問日：令和2年3月12日（令和元年度（情）諮問第36号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（情）答申第26号）

件名：さいたま家庭裁判所越谷支部の特定の事件等を含む特定の個人に係るすべての書類の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

金沢家庭裁判所からさいたま家庭裁判所越谷支部に移管された特定事件番号等を含む、同支部が保有する特定人に係る全ての書類（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、さいたま家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、さいたま家庭裁判所長が令和2年2月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 家庭裁判所の現場では、最高裁判所からの通達等を見逃した業務が行われている。
- 2 司法行政文書不開示通知書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の規定や解釈事例を十分理解せず、いい加減な法解釈によって作成された違法な通知書である。さいたま家庭裁判所越谷支部や金沢家庭裁判所から既に開示された資料は、法5条1号や8条違反の資料であるが、職員が誤って開示を行った等と認めるのでしょうか。既に開示された資料と整合性や責任ある不開示理由を求める。

さいたま家庭裁判所が考えている個人識別情報とは、開示請求者を含めた個

人情報を個人識別情報と主張するのか等、どのような範囲の個人情報なのかを具体的に明示すべきである。しかも、開示請求文書全てに法5条1号に該当する箇所があるとは到底考えられないので、法6条に基づく部分開示を検討すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 法5条1号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（個人識別情報）の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体であると解される。本件において苦情申出人は本件開示申出文書の開示を申し出たものであるが、苦情申出人について特定の審判事件が特定の家庭裁判所に係属（管理継続）しているかどうかという情報そのものが同号に規定する個人識別情報に相当する。したがって、苦情申出人が開示を求める文書の存否を明らかにすると、不開示情報である同個人識別情報を開示することとなる。
- 2 なお、苦情申出人は、同人が特定日に金沢家庭裁判所で、特定日にさいたま家庭裁判所越谷支部で、それぞれ事件記録の閲覧等（家事事件手続法第47条）が許可されたことをもって、司法行政文書の開示を認めない原判断は違法である旨の主張をしている。しかし、本件司法行政文書開示手続は、取扱要綱に基づいて司法行政文書を開示する手続であり、裁判記録の閲覧等の手続とは別の手続であるから、これをもって原判断が違法不当であるとはいえない。
- 3 よって、取扱要綱記第5に基づき、本件開示申出文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年3月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月14日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月23日 審議
- ⑤ 同年11月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、金沢家庭裁判所からさいたま家庭裁判所越谷支部に移管された特定人についての特定事件番号の審判事件が存在することを前提として、同支部が保有する当該特定人に係る全ての書類の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、当該特定人について、特定事件番号の審判事件が同支部に係属（管理継続）している事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、法5条1号前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに相当する。そして、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに掲げる情報には相当せず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件開示申出文書全てに法5条1号に該当する箇所があるとは到底考えられないので、部分開示を検討すべき旨を主張する。しかしながら、原判断は、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することとなるため、取扱要綱記第5の定めに基づき、その存否を明らかにしないで不開示としたものであって、開示の申出があった司法行政文書に不開示情報が記録されていることを理由として不開示と

したものではないから、このような場合には、取扱要綱記第3の定めによる部分開示をすることはできない。

苦情申出人のその他の主張については、いずれも原判断の当否に関するものではなく、上記1の判断を左右するものではない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子